## 事業別ガイドライン一覧表

## 国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体 の負担割合の指針について

平成3年5月31日付 3構改D第389号

```
一部改正 平成 4年 6月10日付
                  4構改D第293号
一部改正 平成 5年 7月 6日付
                  5構改D第521号
一部改正 平成 6年10月 5日付 6構改D第518号
一部改正 平成 7年12月22日付 7構改D第789号
一部改正 平成 8年11月19日付 8構改D第682号
一部改正 平成 9年11月 5日付 9構改D第672号
一部改正 平成10年 6月10日付 10構改D第 55号
一部改正 平成11年 7月14日付 11構改D第486号
一部改正 平成12年 8月21日付 12構改D第675号
一部改正 平成13年 8月10日付 13農振第1262号
一部改正 平成14年 8月 8日付 14農振第 953号
一部改正 平成15年 5月26日付 15農振第 227号
一部改正 平成18年 8月24日付 18農振第 857号
一部改正 平成19年 8月 8日付 19農振第 837号
一部改正 平成20年 8月26日付 20農振第 962号
一部改正 平成21年 7月13日付 21農振第 834号
一部改正 平成22年 7月30日付 22農振第 907号
一部改正 平成24年 3月21日付 23農振第2583号
一部改正 平成25年 3月28日付 24農振第2532号
各地方農政局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて 構造改善局長通知
```

この度、国営及び都道府県営土地改良事業について、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるに当たっての指針とするため、国営及び都道府県営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

H25.3. (国営:その1) H25.3.

	2001)			地帯	マ ハ		(単位:%)
<b>₹</b> <i>h</i> ±	ы л.			農林力			備考
予 算	区 分	事 業 等	-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			河    河    河    河
食料安定供給 一 般 会	特別会計(歳出) 計 (歳出)		国 原		都府県	市町村	
# Mr (2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	I		ア	イ	ウ	工	/n A > >
農業生産基盤保 全管理·整備事	かんがい排水 事 業 費	国営かんがい排水 <一般型>	75	70	25	5	総合かんがい排水は、注4) による。
業費		(かんがい排水 )	70 70	$\frac{70}{2/3}$	20 23. 4	8 8	[ ]書はかんがい排水の農業
	畑地帯総合土地改良 パイロット事業費	(造成土地改良 施設整備)	67. 5 65	$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{3}$	20. 9 19	8 8	用水再編対策事業(地域用水機 能増進型)及び流域水質保全機
		(明渠排水 ) (内水排除 )	60 [ <b>※</b> ]	$\frac{2}{3}$ [2/3]	17 [17]	6 [ 7]	能増進事業に適用する。但しダ ム、頭首工等の基幹的施設は除
		(施設改修 ) (総合かんがい排水)	(※)	(2/3)	(17)	( 6)	<.
		(畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水)	{たた 65	ごし田以タ 2/3	ト:特殊: 17	上壤等} 6	( )書は国営施設機能保全事 業及び国営施設応急対策事業に
							適用する。
				ノ 畑:7 及び農業			「畑:ファームポンド、先行 核地域及び農業水利制御システ
			50	50	25	10	ム」とは国営かんがい排水事業 実施要綱(平成13年3月30日付
		<特別型>	74	70	25	5	け12農振第1665号農林水産事務 次官通達)第2の3、4及び5
		(かんがい排水 )	69 69	$\frac{70}{2/3}$	20 23. 4	8 8	により行う事業を示す。
		(内水排除 ) (総合かんがい排水)	66 63	$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{3}$	21 19	8 7	「田以外:特殊土壌等」とは 、平成5年4月1日付け5構改
		(畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水)	58	2/3	17	6	D第194号 による改正前の国営 かんがい排水事業実施要綱第6
			{たた 63		17	6	の1の(1)のウの(イ)及び (2)に規定する特殊土壌地帯に
			{ただl 核地域	ノ 畑:7 及び農業	ァームポ゚ント゛ 水利制御		おける田以外にかかる部分並び に琵琶湖総合開発特別措置法
			48	50	25	9	(昭和47年法律第64号) に基づ く指定に係る事業を示す。
	農用地再編整備事業 費	国営農用地再編整備 <一般型>					
	国営農用地再編開発	(農地再編整備 )	75	70	17.5	5	〈 >書は農地再編整備の中山
	事業費	(農地開発 ) (総合農地開発 )	60 < <b>※</b> >	2/3 < $2/3$ >	17 <24. 4>	6 < 5>	間地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整
	国 営 農 用 地 開 発 事 業 費	(国営緊急農地再編整 備)	< 65 > < 60 >		<30 > <28 >	< 10>< 11>	備に適用する。
				< 50 > ( 2/3)	<29 > (25. 2)	< 14> ( 5)	
		<特別型> (農地開発 )	74	70	17	5	
		(総合農地開発 )	58	2/3	17	6	
		 草 地 開 発					
		<一般型>	74 65	$\frac{70}{2/3}$	17 17	5 6	
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓					
		<一般型>	72 72	$\frac{70}{2/3}$	13 16. 4	0	
			70 70	$\frac{70}{2/3}$	12 15. 4	0	
		<特別型>	75 75	$\frac{70}{2/3}$	15 18. 4	0	
			72 72	$\frac{70}{2/3}$	13 16. 4	0	
農地等保全事業 費	総 合 農 地 防 災 事 業 費	国営総合農地防災 <一般型>	75	70	30	0	
		(総合農地防災 )	65 <b>※</b>	2/3 50	30 35	3. 4 15	

(国営:その2)

				1.1	- n			匹. /0/
				地帯				
予算	区 分	事業等		北 海	道		備	考
	合特別会計 (歳出) 会 計 (歳出)		国属	軍 率	道	市町村		
別又 ユ	云 司 (成山)		ア	イ	ウ	工		
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水事業費畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水 ) (造成土地改良 施設整備) (明渠排水 ) (内水排除 ) (施設改修がい排水) (総合か帯水源整備 ) (広域かんがい排水)	90 <85> 85 85 [※] <80> 80 77.5 75 70 [※] (※) (※) (※) をちただ域 55	85 <80> 85 80 [80] <75> 75 85 75 75 [75] (85) (80) (75) 2/3 60 50 2/5	12 <15> 10 15 [15] <19> 19 15 13 22.5 20 17 [17] (12) (15) (17) 23 27 7-\h^*\h', *\h', *\		総合かんがい排水による。  〈 〉書は、直轄明別当所による。  〈 〉書は、直轄明別当所に適用しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、なが、が、が、が、が、が、が、が、が	び村度す 場談でも 水事地質。施 水事域質。施 水業域質。施 保 はなる の、用保但設 全 後能 を を し は を り を り し り り り り り り り り り り り り り り り
		(かんがい排水 ) (内水排除 ) (内水排除 ) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水)	89 <85> 84 84 <80> 79 76.5 74 69 {ただ城 53	85 <80> 85 80 <75> 85 85 75 75 75 75 75 75 75 75 75 7	12 <15> 10 15 <19> 15 13 22.5 20 17 7-4ポンド 水利制御 26.5		「畑:ファームポン核地域及び農業水利能ム」とは国営かんがい実施要綱(平成13年3け12農振第1665号農を次官通達)第2の3、により行う事業を示す	川御システ >排水事業 3月30日付 木水産事務 4及び5
	農用地再編整備 事 業 費 国営農用地再編開発 事 業 費 国営農用地開発 事 業 費	国営農用地再編整備 〈一般型〉 (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編 整備)	< 55 > < 50 >	75 < 75 >	15 13 13 <18 > <28 > <33 > <31 > <29 > (18.3)	4 5 5 < 4 > <11 > <11 > <13 > <14 > (14 )	〈 〉書は農地再編書 間地域型に適用する。 ( )書は国営緊急 備に適用する。	
	直轄干拓事業費	<特別型>       (農地開発)       (総合農地開発)       草 地 開 発       <一般型>       国 営 干 拓       <一般型>       <特別型>	70 75	70 70	20 22	4 3		
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災 )	65	75	25	0		

				地 帯	区 分			
予  算	区 分	事業等		沖	縄		備	考
食料安定供約	給特別会計(歳出) 会 計 (歳出)	# * T	国庫	重 率	県	市町村		
			ア	イ	ウ	工	(I) A > > >	
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	畑地帯総合土地改良	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水 ) (造成土地なりませた)	100 85 [※] (※)	95 90 [ 90] ( 95)	5 7 [ 7] ( 5)	0 1 [1.5] (0)	による。 [ ]書は、 <sup>2</sup> 境保全型かん <sup>2</sup>	い排水は、注4) いんがい排水の環 いればい排水事業及び
	パイロット事業費	施設整備) (明渠排水 ) (内水排除 ) (施設改修 ) (総合かんがい排水)	(*)	(90)	(7)	(1)	用する。但しての基幹的施設に	<b>首施設機能保全事</b>
		(畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水)	-		ァームホ°ント` 水利制御 10		適用する。	股応急対策事業に −ムポンド、先行 き水利制御システ
		<特別型> (かんがい排水 ) (内水排除 ) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水)					ム」とは国営だ 実施要綱(平成 け12農振第166	かんがい排水事業 対13年3月30日付 5号農林水産事務 2の3、4及び5
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備						
	国営農用地再編開発事業費 国営農用地開発事業費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備 ) (農地再網整 ) (総合農地開発 )						
		<特別型> (農地開発 ) (総合農地開発 )						
		草 地 開 発 <一般型>						
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>						
		<特別型>						
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災 )						

				地帯	区 分			
】 予 算	区 分			奄			備	考
	ー → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	事 業 等	国 原		県	市町村	VIII	·
一般名			ア	1	ウ	五		
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんがい排水費畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水 ( 一般型 > ( かんがい排水 ) ( 造成土地改良施設整備) ( 明渠水( ) ( 内水排除 ) ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	95 85 [※] (※) 〈※〉	イ 90 90 [90] (90) <90> 畑農 65	8 7 [7] (8) <7>	1 1 [1.5] (1) <1>	による。 [事首 は 流域 は 海	的施設はは は は は は は は は さ る。 は き る。 は き る。 た ス り に が 利 い が り が り が り が り が り り り り り り り り り り
	農用地再編整備費       事業       国営農用地再編開発費       事業       国営農用地開発費       国営農業       事業       直轄       正	(総合農地開発 )  (特別型 > (農地開発 ) (総合農地開発 )  草 地 開 発 < 一般型 >  国 営 干 拓	90	85	10	2		
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 (総合農地防災 )						

			地 帯	区 分		
予  算	区 分		離	島		備考
	合特別会計 (歳出)	事業等	国 庫 率	都県	市町村	
一般	会計 (歳出)		アイ	ウ	工	
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんが、非水事業の地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水 (かんがい排水 ) (造成 世界) (かんがい地 地 地 施設整備) (明泉水 (内水設 かんが水排除 ) (統治地域が (加広域が ) (依然地域が ) (依然地域が ) (依然地域が ) (なず ) (ながながいが、 ) (かれがいが、 ) (がいがいが、 ) (がいが、 )	90 85 85 85 85 80 [ ※ ] [ 80 ] 80 85 77.5 85	12 10 15 [15] 13 22.5 20 17 [17] (12) (15) (17) (17) 27.5 12 10 15 15 13 22.5 20 17 17   17   17   17   17   18   18   18	システム} 9 2 2 2 2 0 2 2.5 4 3 、先行	総合かんがい排水は、注4)による。  [ ]書はかんがい排水の農業用水機能対策事業(地域質量を受ける。  [ ]書はかんがい排水の農業用水機能増進事業での選挙がでいる。 ( ) 書は国営施設機能保全事業の事は国営施設対策事業に適用する。  「畑及び農業が利制がよった。 ( ) では、大元元の事業にが、大元元の事業にが、大元元の事業にが、大元元の事業にが、大元元の事業には、13年3月30日の事業を示す。
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	国営農用地再編開発事業費国営農用地開発事業費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備 ) (農地開発 ) (総合農地開発 )				
		< 特別型 > (農地開発 ) (総合農地開発 )				
		草 地 開 発 <一般型>				
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>  <特別型>				
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災 )				

				地帯	区 分		
予  算	区 分			農林力	水 産 省		備考
一般会	計 (歳 出)	事業等	国 届	軍 率	都府県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農業生産基盤保 全管理·整備事 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	65 60 50 <*> ** **	65 60 50 <50> 45 50 55	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25	7 8 10 <11> 10 10	〈 〉書はかんがい排水の農業 用水再編対策(地域用水機能増 進型) に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	50 <b>※</b>	50 45	25 27. 5	10 10	
		基 幹 水 利 施 設ストックマネジメント	*	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するもののみに適用する。
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担 い 手 育 成 型	* <*>	50 <50>	27. 5 <25>	10 <10>	〈 〉書は高度利用型に適用する。
		— 般 型	65 60 55 55 50 50 45	65 60 55 55 50 50 45	17. 5 20 25 22. 5 27. 5 25 27. 5	7 8 10 8 10 10	
		資源活用型	50 45	50 45	25 27. 5	10 10	
	諸 土 地 改 良 財 費 補 助	土地改良総合整備	<55> ( <b>※</b> ) 50 45	<50> (50) 50 45	<32. 5> (27. 5) 25 27. 5	<10> (10) 10 10	〈 〉書は担い手育成型(集約 農業型)に適用する。 特定地域型は注4)による。 ( )書は新技術導入推進農業 農村整備、担い手支援型に適用 する。
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備	*	50	27.5	10	
	7 A A III 9	生物多様性対応基盤整 備促進パイロット	*	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	* *	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保 全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデ ルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備		1 1 1 1			
		(担い手育成型 )	*	50	25	10	
		(担い手支援型 )	*	50	25	10	
		(緊急整備型 )	50	50	25	10	
		(一般型 )	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	
		畑 地 帯 開 発 整 備 (一 般 型 ) (農林地一体型 )	70 65 60 55	55 50 50 50	30 32.5 30 27.5	6 7 8 8	
		(干拓型)	65 45	50 45	29 22	0	

				地帯	区 分		
予 算	区 分				水産省		. 備 考
一般会	計 (歳 出)	事 業 等	国 厘	車 率	都府県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備 )	《 60》 〈 55 〉 50	( 50) < 50 > 50	(30) <27.5> 25	( 8) < 9> 10	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 ( )書は従前の総パ事業、 ( >書は従前のミニ総パ事業に 適用する。
		(集落基盤整備)	55 ( 45)	50 50 (45)	27. 5 (27. 5)	9 ( 10)	( )書は注5)に適用する。
		(地域開発関連整備)	⟨ <b>※</b> ⟩ 50 45	〈55〉 50 45	〈25〉 25 27. 5	〈 10〉 10 10	〈 〉書は特殊地域等に適用する。
	農村振興整備事業費補助	農村振興総合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
		田園整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	<2/3> 60 <55>	<50> 55 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 10 <8>	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 < >書は従前の開拓地整備に適用する。 農村生活環境整備及び保全管理が送ります。
		(農地環境整備)	60 <b>※</b>	55 (55)	30 (32)	10 (13)	理等(注15) を除く。   ( ) 書は農地機能保全対策
		農地防災)	*	55	29	14	に適用する。
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農地防災	65 60 60 55 50 <b>%</b>	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 60 < 50 > 50 % % % (%)	<55> <50> 55 50 <50> <50> 55 50 <50> 50 50 50 50 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	<pre></pre>	注8)に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( ) 書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除 )	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
	農地保全事業費補助	農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	65 <del>※</del> 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。
	農村環境保全対策事業費補助	水 質 保 全 対 策 公害防除特別土地改良 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	2/3 65 <%> 60 60 <%> 55 50 (%) [%]	55 55 <55> 55 50 <50> 50 50 (50) [55]	41 41 <35> 34 39 <35> 34 32 (35) [29] [29]	4 4 4 <10> 11 11 <15> 16 18 (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 〈 >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 ( ) 書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< <b>%</b> > < <b>%</b> >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	

				地帯	区 分		
予  算	区 分	事業等		農林力	水 産 省		備考
一般会	計 (歳 出)	<b>学</b> 未 寸	国 屆	軍率	都府県	市町村	
			ア	イ	ウ	Н	
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農地防災(防災ダム)	65 60 60 55 50 ** **	55 55 50 50 50 55 55 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34 34 34 34	6 11 11 16 18 6 11 11 16	注7)に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	< 60 > < 60 > < 60 > < % > 60 > < % > < 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < % > < %	<55> <50> <55> 50  55  50  55  <50> <55> <50> <55> <50> <55> <50 <555  50  55	<pre>&lt;37&gt; &lt;42&gt; &lt;42&gt; &lt;42&gt; 28 33 33 &lt;32&gt; &lt;32&gt; &lt;32&gt; &lt;32&gt; &lt;222 &lt;29 29</pre>	<pre>&lt; 8&gt; &lt; 8&gt; &lt; 8&gt; &lt; 3&gt; 11 11 11 (18&gt; &lt;(13&gt; (18) &lt;14 14 14</pre>	注8)に該当するものに適用する。  〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50 <u>**</u>	55 50 55 50 55 50 55 55 55	37 42 42 37 37 32 32 35 35	8 8 3 13 8 18 13 10 15	
		農地保全整備(農地保全整備)	65 <b>※</b> 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		水 質 保 全 対 策策 盤 沈 地 防 災 (水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	60 60 55 50 ** ** (*) (*)	55 50 50 50 50 55 55 (50) (55)	34 39 34 32 35 39 34 (35) (35)	11 11 16 18 15 6 11 (10) (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び、適用する。()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策整備)	* (*)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水利施設整備	65 60 50 <%> % * * * [%]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農 地 整 備 (経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除く。

戸別所得補償実施円施円滑化基盤整備事業費備事業費     戸別所得補償実施円満化基盤整備事業費補助     世整備       (畑地帯担い手育成型)     ※ 50 25       (畑地帯担い手支 ※ 50 25	備 考 町村 エ 10 営農環境整備(注15)を除 く。
一般会計(歳出)     国庫率     都府県市       アイウ       戸別所得補償実施円満化基盤整備事業費備事業費備事業費     地整備       (畑地帯担い手育成型)     ※ 50 25       (畑地帯担い手支 ※ 50 25       (畑地帯担い手支 ※ 50 25       (畑地帯経合整備 50 50 25	エ
戸別所得補償実施円施円滑化基盤整備事業費備事業費備事業費     農     地     整     場       (畑地帯担い手育成型)     ※     50     25       (畑地帯担い手支援型)     ※     50     25       (畑地帯組い手支援型)     ※     50     25	10 営農環境整備(注15)を除
施円滑化基盤整備事業費備事業費備事業費     (畑地帯担い手育 ※ 50 25 成型)       (畑地帯担い手支 ※ 50 25 援型)       (畑地帯経合整備 50 50 25	
(畑地帯総合整備 50 50 25	× 0
	10
	10
(畑地帯総合整備 65 65 17.5 • 一般型) 50 50 25	7. 5 10
	10 雑用水施設整備備及び利用 10 施設整備(注15)を除く。
	10 15
<td< td=""><td>7 8 10 10 11&gt; 10 10 10 10 10 10 10 10 10</td></td<>	7 8 10 10 11> 10 10 10 10 10 10 10 10 10
農 地 整 備 (経営体育成型) ※ 50 27.5	10 営農環境整備(注15)を除 10 く。
	10
(畑地帯担い手支 <u>※</u> 50 25 援型)	10
(畑地帯総合整備 50 50 25 ・緊急整備型)	10
(畑地帯総合整備 65 65 17.5 ・一般型) 50 50 25	7. 5 10
整備事業費) 交付金) (55) (27.5) (50) (50) (25) ((※) (50) (25) (	10〉
農 地 整 備 (経営体育成型) ※ 50 27.5	10 営農環境整備、地域水田農
<b>*</b> 55 27.5	10 業再生緊急整備のうち営農用 水及び農業集落環境管理施設整 備、耕作放棄地解消・発生防止
成型)	基盤整備のうち農村生活環境基 盤整備(注15)を除く。
援型)	10
<ul><li>・緊急整備型)</li></ul>	10
	7.5 10
	10 雑用水施設整備備及び利用 10 施設整備(注15)を除く。

	県 呂:て のも				地 帯	区分		(早世: 70)
予 算	区 分				農林力	k 産 省		備考
一般会	計 (歳 出)	哥	事 業 等	国庫	重 率	都府県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
(農山漁村地域 整備事業費) (地域自主戦略 交付金)	(農山漁村地域整備 交付金) (地域自主戦略交付 金)	水	利施設整備	65 60 50 <**> ** ** ** [*]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。
		農	地 防 災					
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 <b>※</b>	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7) に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 60 < 50 < % > 50 % % % % % % % % % % % % % % % % % %	<55> <50> 55 50 <50> <50> 55 50 <50> 50 50 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	< 8> < 8> 11 11 <18> <18> 14 14 14 (11)	注8) に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( ) 書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 60 55 50 <b>※</b>	55 50 50 50 55 55	37 42 37 32 35 35	8 8 13 18 10 15	総合農地防災事業で実施する 湛水防除を含む。
		(	地 保 全 整 備 長地保全整備)	65 <del>※</del> 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。
		地	質 保全対 対策状防数表策数表表					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	60 60 55 50 <u>Ж</u> ( <u>Ж</u> )	55 50 50 50 50 (50)	34 39 34 32 35 (35)	11 11 16 18 15 (10)	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備及び農村保全管理 施設に係るもの)は、注4)に よる。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			(農村災害対策整 備)	% % (%) [%]	55 50 (55) [55]	29 29 (29) [32]	14 14 (14) [13]	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( ) 書及び[ ] 書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[ ] 書は農地機能保全対策に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15) を除く。
		中(	山間総合整備 (中山間地域総合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
			(農地環境整備)	60	55	30	10	

				地 帯	区 分		
予  算	区 分	事業等		農林力	k 産 省		備考
一般会	計 (歳 出)	ず 未 寸	国 屆	車 率	都府県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
(農山漁村地域 整備事業費) (地域自主戦略 交付金)	(農山漁村地域整備 交付金) (地域自主戦略交付 金)	集落基盤整備	% 50 <%> [50] [%]	50 50 <50> [50] [45]	25 25 <25> [25] [27. 5]	10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 〈 〉書は地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備に係るものに適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除
							[ ]書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15) を除 く。
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	44 32	6 18	
		農 道 整 備	50 45	50 45	25 27. 5	18 20	注4)に該当する場合に適用 する。
農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	65 60 50 <*> * * * * [*]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17. 5 20 25 <25> 27. 5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<ul><li>〈 &gt;書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。</li><li>[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。</li></ul>
		農 地 整 備 (経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除く。
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*	50	25	10	
		(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10	
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10	
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	
		草地畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15) を除く。
		農 地 防 災	* *	55 50	35 35	10 15	
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	* (*) (*) [*] [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合理 化事業	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	
農村地域復興再生基盤総合整備	農村地域復興再生基盤総合整備事業	水利施設整備	50 <%> % % % [%]	50 <50> 50 55 [50]	25 <25> 25 25 [25]	10 <11> 10 10 [10]	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 [ ] 書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農 地 整 備		 			
		(経営体育成型)	* *	50 55	27. 5 27. 5	10 10	営農環境整備(注15) を除く。
		(畑地帯担い手育 成型)	*	50	25	10	
		(畑地帯担い手支 援型)	*	50	25	10	

					地 帯	区 分		
予 算	区 分	車	事業等		農林力	k 産 省	7	備    考
一般会	計 (歳 出)	,	7. 4	国庫	重 率	都府県	市町村	
				ア	イ	ウ	エ	
農村地域復興再 生基盤総合整備	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	農	地 整 備					
事業	mane a month of the		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17. 5 25	7. 5 10	
		草垍	也畜産基盤整備	**	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15) を除く。
		農	地 防 災					
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 <b>※</b>	55 55 50 50 50 55	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 60 < 50 > 50	<55> <50> 55 50 <50> <50> <50> 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	<pre> &lt; 8&gt; &lt; 8&gt; 11 11 11 &lt;18&gt; &lt;18&gt; 14 14 14 11 </pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( ) 書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
			地 保 全 整 備 農地保全整備)	<b>※</b> 50 40	50 50 40	32 29 30	18 14 11	地すべり対策を除く。
			盤 沈 下 対 策村 環 境 保 全 (地盤沈下対策)	60 60 5 ( <b>※</b> )	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備及び農村保全管理 施設に係るもの)は、注4)に よる。 ()書は特定農業用管水路等特 別対策に適用する。
			(農村災害対策整 備)	<u>*</u> (*)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。
		震災整備	泛対策農業水利施設 情	< <b>%</b> > < <b>%</b> >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
		中(	山間総合整備 (中山間地域総合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		集落	<b>客基盤整備</b>	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除 く。
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業促進	後体質強化基盤整備 韭	* (*) (*) [*] [*]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27. 5 27. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)

				地 帯	区 分		
予算	区 分	事業等		北 海	道		備考
一般会	会計 (歳出)		国庫	重 率	道	市町村	
	<u> </u>		ア	1	ウ	エ	
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 < <b>※</b> > 50 <b>※</b> <b>※</b>	50 <50> 50 50 55	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5	9 <10> 10 9 9	〈 >書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	55 <b>※</b>	50 50	27. 5 25	9 10	
		基幹水利施設ストックマネジメント	*	50	27. 5	9	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県宣土地改良事業として実施するもののみに適用する。
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型	*	50	32. 5	10	
		一 般 型	55 55 45	50 50 45	32. 5 27. 5 27. 5	10 9 10	
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	土地改良総合整備	<55> 50	<50> 50	<32. 5> 25	<10> 10	〈 〉書は担い手育成型(高度 利用型)に適用する。 特定地域型は、注4)による。
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備	*	50	25	10	
	ず 米 貞 佃 奶	生物多様性対応基盤整 備促進パイロット	*	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	* *	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保 全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデ ルほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備事業費補助	畑 地 帯 総 合 整 備 (担い手育成型)	*	52	28	8	
		(担い手支援型)	*	52	28	8	
		(緊急整備型)	60	52	28	8	
		(一般型) 畑 地 帯 開 発 整 備	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
		(一般型)(農林地一体型)	70 70 65 60	65 55 50 50	20 30 32. 5 30	6 6 7 8	
		(干 拓)		_	_		
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)	< 55 >		<27.5>	< 9>	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 〈 >書は従前のミニ総パ事業
		(集落基盤整備)	50 55 ( 45 )	50 50 ( 45 )	25 27. 5 (27. 5)	10 9 (10)	に適用する。     ( )書は注5) に適用する。
		(地域開発関連 整備)	⟨¾⟩ ¾ 50 45	(55) 50 50 45	(25) 25 25 27. 5	(10) 18 10 10	〈 〉 書は特殊地域等に適用する。

予 算	区 分			地 帯	区 分		備考
一般会	計 (歳 出)	事業等		北 海	道		
			国质	車率	道	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農村整備事業費	農村振興整備事業費補助	農村振興総合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。
		田園整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
	7 1111 93	(中山間地域総 合整備)	<75> <2/3> <60> 60 <55>	<60> <50> <55> 55 <50>	<27.5> <33.3> <25> 30 <27.5>	<5> <6> <8> 10 <8>	〈 >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	60	55	30	10	
		(中山間地域総合農地防災)	* *	(55) 55	(36) 33	(9) 11	( ) 書は農地機能保全対策に適用する。
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農地防災		1 1 1 1			
Į.		(防災ダム )	65 60 60 55 50 <b>%</b>	55 55 50 50 50 55	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7) に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	<60><60><60><60<<60><50><%><%><%><%><%><%><%><%><%	<55> <50> 55 50 <50> <50> 50 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 33 (28)	< 8> < 8> 11 11 <18> <18> 14 14 11 (11)	注8)に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( ) 書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	% 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	地すべり対策を除く。
	農村環境保全対策事 業 費 補 助	水質保全対策公害防除特別土地改良地盤沈下対策総合農地防災	2/3 65 55 50 <%> <%> (%) [%]	55 55 50 50 (55) (50) (50) [55] [50]	41 41 34 32 <36> <36> (35) [29] [29]	4 4 16 18 <9> <14> (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 〈 >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 ( ) 書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	< <b>%</b> >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事業	農地防災(防災ダム)	65 60 60 55 50 % % % %	55 55 50 50 50 55 55 55 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34 34 34 32	6 11 11 16 18 6 11 11 11 16 11 13	注7)に該当するものに適用する。
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助 農村地域防災減災事	地盤沈下対策総合農地防災 震災対策農業水利施設整備 農地防災	55 50 <%> <%> (%) [%] [%] <%> <%> <%> 65 60 60 60 55 50 % % %	50 50 50 (55) (50) [55] [50] (55) (50) 55 55 50 50 55 55 55	34 32 36> 36> (36) [29] [29] (37> 32> 39 34 39 34 32 39 34 34 34 34 34 34	16 18 <9> <14> <14> <100 [14] [14] [14]   < 8> <18>   6 11 11 16 18 6 11 11 16 18 16 11 11 16 11 16 11 16 11 16 11 11 16 11 16 11 11	《 〉書は国営総合農地協業に附帯する県営防災事業 用する。 ( ) 書は特定農業用管等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策に適用する。 変のうち農業生産基盤を係るもののみに適用する。

予  算	区 分	-	br 446 644	地 帯 区 分		備考		
一般会	計 (歳 出)	all?	事 業 等		北海	道		
				国属	重 率	道	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農	地防災	< 60 > < 60 > < 60 > < % > 60 > < % > 60 % < % > 60 % < % > < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 60 % < % > 6	<55> <50> <55> <55 <55 <55 <55 <550> <55> <55	<37> <42> <42> 28 33 33 <32> <32> <32> <32> <22 29 29	< 8> < 8> < 8> < 3> 11 11 11 <18> <13> <18> <13> 14 14	注8) に該当するものに適用する。  〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			(湛水防除)	60 60 55 50 %	55 50 55 50 55 50 55 55 55	37 42 42 37 37 32 32 36 36	8 8 3 13 8 18 13 9 14	
			地 保 全 整 備 農地保全整備)	% 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	
		地	質保全対策盤沈下対策合農地防災					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	55 50 ** (**) (**)	50 50 55 50 (50) (55)	34 32 34 36 (35) (35)	16 18 11 14 (10) (30)	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備及び農村保全管理 施設に係るもの)は、注4)に よる。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施 と併せ行う施設に適用する。等 特別対策に適用する。
			(農村災害対策 整備)	* (*)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水	利 施 設 整 備	55 <%>> 50 % % [%]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農	地 整 備 (経営体育成型)	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育	*	52	28	8	
			成型)  (畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	

予 算	区 分	事業等			地 帯	区 分		備考	
一般会	計 (歳 出)	-	事 業 等		北海	道			
				国 原	車 率	道	市町村		
				ア	イ	ウ	工		
(戸別所得補償 実施円滑化基盤 整備事業費)	(戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業 費補助)	草力	也畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15) を除く。	
E VIII 1 / XX/	× 111 447	農	地 防 災	* *	55 50	36 36	9 14		
6次産業化等促進基盤整備事業 費	6 次産業化等促進基 盤整備事業費 補助	水	利 施 設 整 備	55 <%> 50 % % [%]	50 <50> 50 50 55 [50]	27.5 <27.5> 25 27.5 27.5 [27.5]	9 <10> 10 9 9	<ul><li>&lt; &gt;書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。</li><li>[ ] 書は基幹水利施設保全型に適用する。</li></ul>	
		農	地 整 備	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。	
			(畑地帯担い手育 成型)	*	52	28	8		
			(畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8		
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8		
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9		
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経	営体育成基盤整備	<pre>&lt;%&gt; &lt;%&gt; (55) (%) (%) (%) (%) [%] [%]</pre>	<50> <55> (50) (50) (55) (52) [50] [55]	<pre>&lt;32.5&gt; &lt;32.5&gt; (32.5) (27.5) (27.5) (27.5) (28) [25] [25]</pre>	<10><10><10><10><10><10><10><10><10><10>	〈 〉書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成型、 畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は草地整備型、畜産担 い手総合整備型、草地林地総合 整備型に適用する。	
		農	地 整 備(経営体育成型)	*	50	32. 5	10	営農環境整備、地域水田農 ************************************	
			(畑地帯担い手育 成型)	* *	55 52	32. 5 28	10 8	業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止	
			成型) (畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8	基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8		
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9		
		草均	也畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15) を除く。	
		水;	利施設整備事業	55 <%>> 50 % % [%]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9 [ 9]	〈 〉書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。	
		農	地防災	65 60 60 55 50 **	55 55 50 50 50 55 55	39 34 39 34 32 34 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用 する。	

予  算	区 分	事業等	地 帯 区 分				備考
一般会	計 (歳 出)	7 1		北 海	道		
			国庫	重 率	道	市町村	
	<u> </u>		ア	1	ウ	エ	
(農山漁村地域 整備事業費) (地域自主戦略 交付金)	(農山漁村地域整備 交付金) (地域自主戦略交付 金)	農地防災 (ため池等整備)	<60><60><60>	<55> <50> 55 50	<37> <42> 28 33	< 8> < 8> 11 11	注8) に該当するものに適用する。 く >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る
			<50> <%> 50 % % % (%)	<50> <50> 50 50 55 (55)	<32> <32> 29 29 33 (28)	<18> <18> 14 14 11 (11)	ものに適用する。 ( ) 書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50 <b>※</b> <b>※</b>	55 50 50 50 55 50	37 42 37 32 36 36	8 8 13 18 9	総合農地防災事業で実施する 湛水防除を含む。
		農地保全整備(農地保全整備)	<b>※</b> 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	地すべり対策を除く。
		水質保全対策地盤沈下対策総合農地防災	0 /0		4.1	4	曲 十 IP 45 46 125 /10 入 岩/珠 / 串 型-
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3 65 55 50 ※ (※)	55 55 50 50 50 (50)	41 41 34 32 36 (35)	4 4 16 18 14 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止を適に基づくもの及び水質保全施と併せ行う施設に適用する。()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策 整備)	** (**) [**]	55 50 (55) [55]	29 29 (33) [36]	14 14 (11) [9]	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( ) 書及び[ ]書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[ ]書は農地機能保全対策に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	60	55	30	10	
		集落基盤整備	% 55 <%> [55] [%] [%]	50 50 <50> [50] [50]	25 27.5 <27.5> [27.5] [27.5] [25]	10 9 <10> [9] [9] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 〈 >書は、地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備に係るものに適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
							[]書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)による。
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災害関連) (ため池災害関連特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18	
		農道整備	55 50 45	50 50 45	27. 5 25 27. 5	16 18 20	注4)に該当する場合に適用する。

H 2 5. 3. (単位:%)

予  算	区 分	ilel	業 等		地 帯	区 分		備考
一般会	計 (歳 出)	-	P 未 ず		北 海	道		
				国属	車率	道	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水	利 施 設 整 備	55 <%>> 50 % % [*]	50 <50> 50 50 55 [50]	27. 5 <27. 5> 25 27. 5 27. 5 [27. 5]	9 <10> 10 9 9 [ 9]	〈 >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農	地 整 備		1 1 1 1 1			
			(経営体育成型)	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	*	52	28	8	
			(畑地帯担い手支 援型)	*	52	28	8	
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27. 5	8 9	
		草均	也畜産基盤整備	* *	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15) を除く。
		農	地 防 災	* *	55 50	36 36	9 14	
	農業基盤整備促進事業	農業	<b>美基盤整備促進</b>	* (*) (*) [*] [*]	52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業化事	类水利施設保全合理 事業	* *	50 55	32. 5 32. 5	10 10	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業促進	类体質強化基盤整備 韭	** (**) (**) [**]	52 55 (52) (55) [52] [55]	32. 5 32. 5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)

				地帯	区 分		
予  算	区 分	事 業 等		沖	縄		備考
一般多	会計 (歳出)	ず 未 寸	国 原	軍 率	県	市町村	
			ア	イ	ウ	Н	
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	80 <b>※</b>	80 80	10 10	4 4	
		基幹水利施設補修 基 幹 水 利 施 設ストックマネジメント	*	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するもののみに
	経営体育成基盤整備	経営体育成基盤整備	*	75	12.5	5	適用する。
	事業費補助圃場整備	担い手育成型	*	75	12.5	5	
	事業費補助	一 般 型	75	75	12.5	5	
	諸 土 地 改 良	土地改良総合整備	*	75	12.5	5	
	事 業 費 補 助 諸 土 地 改 良	生物多様性対応基盤	*	75	12.5	5	農村生活環境基盤整備(注15)
	事業費補助	整備促進パイロット農村環境保全整備推	*	75	12. 5	5	を除く。
		進モデル 新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	75	75	12. 5	5	
	畑地帯総合農地整備事業費補助	畑 地 帯 総 合 整 備 (担い手育成型)	*	75	12.5	5	
		(担い手支援)	*	75	12. 5	5	
		(緊急支援型)	75	75	12. 5	5	
		(一般型)	75	75	12. 5	5	
		畑 地 帯 開 発 整 備 (一 般 型) (農林地一帯型)	80	80	10	4	
		(干 拓)	80 75	80 75	8 10	0	
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備) (集落基盤整備)	2/3	2/3	16.7	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
		(地域開発関連 整備)	*	75	12.5	5	

				地帯	区 分		
予  算	区 分	事業等		沖	縄		備考
一般名	会計 (歳出)	<b>尹</b> 未  寸	国 月	車 率	県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備	*	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
		田園整備	*	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	75	75	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	*	75	17	6	
		(中山間地域総 合農地防災)	*	80	11	6	
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農地防災(防災ダム)	* * *	80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	80 60 <b>%</b> < <b>%</b> > 50	80 80 80 <80> 50	11 11 11 <13> 29	6 6 6 < 7> 14	注8) に該当するものに適用する。 く >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
	農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策公害防除特別土地改良地盤沈下対策総合農地防災	[%] [%] [%]	[80] [75] [2/3]	[19] [19] [19]	[ 1] [ 6] [10]	[ ]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施 設整備	< <b>%</b> >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事業	農地防災(防災ダム)	80 60 80 60 80 60	80 50 50 80 80 80 80 80 50	13 34 34 34 11 11 11 (13) 29 29	7 11 16 6 6 6 6 6 7> 14 14	注7)に該当するものに適用する。  注8)に該当するものに適用する。  〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、注 4)による。

(地盤加下対策) (総合農地防災)   (総合農地防災)   上流 (総合産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	(10 )	県宮:その」	`						(単位:%)
一 較 会 計 (電 田)						地帯	区 分		
日東 本 県 市町村	予  算	区 分	,	事 娄 笙		沖	縄		備考
乗打地域防災減災率 表	一般会	会計 (歳出)		# 未 守	国 原	車 率	県	市町村	
設 無					ア	イ	ウ	工	
(総合機能防災)			地	盤 沈 下 対 策合 農 地 防 災 (水質保全対策)	*	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業
整備									施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設
### 2 ###					(※)	(80)	(19)	(1)	[ ]書及び( )書は中山間地 域等で実施するものに適用し、 このうち[ ]書は甚大地域に適 用する。 農村生活維持施設整備(注15)
監整備事業費補助	施円滑化基盤整	滑化基盤整備事業費	水	利 施 設 整 備	*	80	10	4	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
(経営体育成型) ※ 75 12.5 5 営農環境整備(注15)を除く   (畑地帯担い手 ※ 75 12.5 5   対し   (畑地帯担い手 ※ 75 12.5 5   対し ※ 第億(議上 が 利) 施設整備 ※ 2/3 17 7 7 対し ※ 75 17 7 対し ※ 第億(議上 が 利) 施設整備(注15)を除く ※ 80 10 4 (			農	地 整 備					
育成型)		盤整備事業費補助		(経営体育成型)	*	75	12.5	5	営農環境整備(注15)を除く。
支援					*	75	12. 5	5	
緊急支援型  (畑地帯総合・ 75 75 12.5 5					*	75	12. 5	5	
一般型    草地畜産基盤整備   ※ 2/3 17 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					75	75	12. 5	5	
※ 75 17 7   設整備(注15) を除く。   6 次産業化等促進基					75	75	12. 5	5	
進基盤整備事業費     ※     80 [25]     [10]     に適用する。       農     地     整     備       (経営体育成型)     ※     75 12.5 5     営農環境整備(注15)を除く       (畑地帯担い手			草:	地畜産基盤整備					雑用水施設整備備及び利用施設整備(注15)を除く。
(経営体育成型)     ※     75     12.5     5     営農環境整備(注15)を除く       (畑地帯担い手 支援)     ※     75     12.5     5       (畑地帯担い手 支援)     ※     75     12.5     5       (畑地帯総合・ 緊急支援型)     75     75     12.5     5       (畑地帯総合・ ア5     75     75     12.5     5	進基盤整備事業		水	利 施 設 整 備	*	80	10	4	[ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。
(畑地帯担い手 育成型)     ※     75     12.5     5       (畑地帯担い手 支援)     ※     75     12.5     5       (畑地帯総合・ 緊急支援型)     75     75     12.5     5       (畑地帯総合・ ア     75     75     12.5     5			農						
育成型) (畑地帯担い手 ※ 75 12.5 5 支援) (畑地帯総合・ 75 75 12.5 5 緊急支援型) (畑地帯総合・ 75 75 12.5 5				(経営体育成型)	*	75	12.5	5	営農環境整備(注15)を除く。
支援)       (畑地帯総合・ 75 75 12.5 5       緊急支援型)       (畑地帯総合・ 75 75 12.5 5					*	75	12.5	5	
緊急支援型) 					*	75	12. 5	5	
					75	75	12. 5	5	
					75	75	12.5	5	

	県営:その 1		• )		1.1				(単位:%)
						区分			to.
予  算	区分	III.	事 業 等		沖	組	1	備	考
一般会	会計 (歳出)				庫率	県	市町村		
				ア	イ	ウ	工		
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交 付金	経営	営体育成基盤整備	< <u>%</u> >	<75> (75)	<12.5> (12.5)	<5> (5)	農業生産法人等	型、面的集積型、 育成型に適用す
地域自主戦略交	地域自主戦略交付金			( <u>*</u> )	(80) [2/3]		(4) [7]		施設整備型、畑
付金				[*]	[75]	[17]	[7]	地帯担い手育成 手支援型に適用	する。
								型、草地林地総	担い手総合整備 合整備型に適用
								する。	
		農	地 整 備		1 1 1 1				
			(経営体育成型)	*	75	12.5	5	再生緊急整備の	
			(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12.5	5	び農業集落環境語	· 発生防止基盤
			(畑地帯担い手 支援)	*	75	12.5	5	整備のうち農村: 備(注15) を除く	
			(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12. 5	5		
			(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5		
		草址	地畜産基盤整備	* *	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整 設整備(注15)を	備備及び利用施 :除く。
		水利	利施設整備事業	80 ※ [※]	80 80 [50]	10 10 [25]	4 4 [10]	[ ]書は基型に適用する。	幹水利施設保全
	農	農	地 防 災		 				
			(防災ダム)	* * *	80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7) に該当 <sup>*</sup> する。	するものに適用
			(ため池等	80	80	11	6		するものに適用
			整備)	60 <b>※</b>	80 80	11 11	6 6		保全管理施設の
				< <b>※</b> >	<80> 50	<13> 29	< 7>	うち河川工作物 もの適用する。	応急対策に係る
			U. 10 A #6 /#	*	50	29	14	111. h. a to 41 fee	2 17
			地保全整備	80	80	11	6	地すべり対策 農村地域環境 4)による。	を除く。保全整備は、注
			質保全対策盤沈下対策		1			4) による。	
			合農地防災		1 1 1 1				
			(水質保全対策) (地盤沈下対策)	*	75	16	9	生産基盤整備及	
			(総合農地防災)					施設に係るものよる。	
								施設に係るもの	
					1			に基づくもの及 と併せ行う施設	
			(農村災害対策 整備)	* *	2/3 [80]	19 [19]	10 [1]	農業生産基盤 全管理施設に係	整備及び農村保
			正岬		[75] (80)	[19]	[6] (6)	る。	3 ものに適用 9 )書は中山間地
				(,,,,		(11)	(0)	域等で実施する このうち[ ]書	ものに適用し、
								甚大地域に適用	
								を除く。	·
					!				

				111	E 1)		
					区分		1210
予  算	区 分	事 業 等		沖	縄	1	備考
一般会	会計 (歳出)			車 率	県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
(農山漁村地域 整備事業費)	(農山漁村地域整備 交付金)	中山間総合整備		1 1 1 1 1			農業生産基盤整備に係るもの
(地域自主戦略 交付金)	(地域自主戦略交付 金)	(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6	のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
\(\)	3E-7	(農地環境整備)	*	75	17	6	AT ( (LTO) E M ( )
		集落基盤整備	% 80 %	2/3 80 50	17 10 27. 5	6 4 10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	60 50	60 50	23 29	11 14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策					
		農 道 整 備	80	80	10	7	注4)に該当する場合に適用 する。
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	80 ※ [※]	80 80 [50]	10 10 [25]	4 4 [10]	[ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農 地 整 備		 			
		(経営体育成型)	*	75	12. 5	5	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	75	12. 5	5	
		(畑地帯担い手 支援)	*	75	12. 5	5	
		(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12. 5	5	
		(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12. 5	5	
		草地畜産基盤整備	* *	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備備及び利用施 設整備(注15) を除く。
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 ( 4) [ 6]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	*	80	12.5	5	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整 備促進	* (*) [*]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 ( 4) [ 6]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)
				1 ! !			

			地 帯 区 分				
予  算	区 分	事業等		奄	美		備考
一般名	計 (歳 出)		国质	車 率	県	市町村	
			ア	1	ウ	工	
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費		かんがい排水	70 <b>※</b>	65 65	20 20	6 6	
		基幹水利施設補修		1			
		基幹水利施設ストックマネジメント	*	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するもののみに適用する。
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	*	60	25	8	
	圃 場 整 備 事 業 費 補 助	担い手育成型	*	60	25	8	
		一 般 型	60	55	25	8	
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	土地改良総合整備	* *	60 52	24 24	9	
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット	*	60	20	8	農村生活環境基盤整備(注 15)を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	*	60	20	8	
		新農業水利システム 保全対策	*	50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	50	66. 6	17	6	
	畑地帯総合農地整備 事 業 費 補 助	畑 地 帯 総 合 整 備 (担い手育成型)	*	66. 6	20. 9	5	
		(担い手支援型)	*	66. 6	20. 9	5	
		(緊急整備型)	75	66. 6	20. 9	5	
		一般型	75 70	66. 6 65	20. 9 20	5 6	
		畑 地 帯 開 発 整 備 (一般型) (農林地一帯型) (干 拓)	80	2/3	23. 4	4	
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)					農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。
		(地域開発関連整備)	*	55	25	8	

	<del></del>			1.1. +#	F ()		(华区. /0)
<b>→</b> /#=	F ()				区分		/#* - +*.
予算	区 分	事 業 等		奄	美	-tama I I	備考
一般会	会計 (歳出)			車 率	県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農村整備事業費	農村振興総合整備事 業 費 補 助	農村振興総合整備	*	52	24	9	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。
		田園整備					農業生産基盤整備に係るも
			*	52	24	9	ののみに適用する。
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備		i 1 1 1 1 1			農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。
		(中山間地域総 合整備)	75	70	22	6	農村生活環境整備及び保全 管理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	*	70	22	6	
		(中山間地域総 合農地防災)					
農地等保全事業	農地防災事業費補助	農 地 防 災		I I I I I			
費		(防災ダム)	*	70	21. 4	8.6	注7)に該当するものに適
			* * *	2/3 55 50	21. 4 34 34	12 11 16	用する。
		(ため池等整備)	<80>	<70>	<26>	< 4>	注8)に該当するものに適
			80 60	70 70	21 17	6 9	用する。 〈 >書は農村保全管理施設
			<75> < <b>%</b> >	<2/3><2/3>	<24. 4> <24. 4>	< 9> < 9>	のうち河川工作物応急対策に 係るものに適用する。
			75 60	$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{3}$	22. 4 19	7 10	( ) 書は 地域ため池総合 整備のうち大規模に適用する。
			<b>※</b> 50	2/3 50	19 29	10 14	
			<b>*</b> ( <b>*</b> )	2/3 (70)	22. 4 (21)	7 (6)	
		(湛水防除)			(21)		
		(1座方(号)号()		1 1 1 1 1			
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)		 			
				1			
	農村環境保全対策事 業 費 補 助	水 質 保 全 対 策 公害防除特別土地改良	[%] [%]	[70] [55]	[29] [29]	[ 1] [14]	[ ]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に
		地盤沈下対策総合農地防災	[※]	[50]	[29]	[14]	係るもののみに適用する。
	震災対策農業水利施	震災対策農業水利施	< <b>※</b> >	<55>	<37>	< 8>	
	設整備事業費補助	設整備	< <b>%</b> >	<50>	<32>	⟨18⟩	
	農村地域防災減災事業	農地防災		1			
	来	(防災ダム)	*	70	21. 4	8.6	注7)に該当するものに適
			* * *	2/3 55 50	21. 4 34 34	12 11 16	用する。
		(ため池等整備)	<80>	<70>	<26>	< 4>	注8)に該当するものに適
			80 60	70 70	21 17	6 9	用する。 〈 〉書は農村保全管理施設
			<75> < <b>※</b> >	<2/3><2/3>	<24. 4> <24. 4>	< 9> < 9>	のうち河川工作物応急対策に 係るものに適用する。
			75 60	$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{3}$	22. 4 19	7 10	
			<b>※</b> 50	2/3 50	19 29	10 14	
			*	55	29	14	
				1 1 1 1 1 1			
<u> </u>				i i			

			1				
				地帯	区 分		
予  算	区 分	事業等		奄	美		備考
一般	会計 (歳出)	* * T	国厂	車 率	県	市町村	
			ア	イ	ウ	н	
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	水 質 保 全 対 策 地 盤 農 地 防 災 (水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	*	2/3	21. 4	12	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備及び農村保全管 理施設に係るもの)は、注4) による。 水質保全対策のうち水質保 全施設に係るもの、公害防止 計画に基づくもの及び水質保 全施設と併せ行う施設に適用 する。
		(農村災害対策 整備)	* * *	70 55 50	29 29 29	1 14 14	農業生産基盤整備及び農村 保全管理施設に係るものに適 用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水 利 施 設 整 備	70 ※ [※]	65 65 [50]	20 20 [25]	6 6 [10]	[ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。
6 次産業化等促 進基盤整備事業 費	特定地域事業費補助 6 次產業業 企業業 企業業 企業業 整備事業 特定地域 大達動 大達動 大達動 大達動 大達動 大達動 大達動 大達動	農 地 整 備  (経営体育成型) (畑地帯担い手育成型) (畑地帯担い手支援型) (畑地帯超り帯整備型) (畑・野急整備型) (畑・野急整備型) (地・一般型) 草地畜産基盤整備 水 利 施 設 整 備 (経営体育成型) (畑地帯担い手育成型)	**  **  75  75  70  **  **  [**]	60 66. 6 66. 6 66. 6 65 2/3 70 65 65 [50]	25 20. 9 20. 9 20. 9 20. 9 20 17 17 20 20 [25] 25 20. 9	5 5 5 6 7 7 7 8 5 5	営農環境整備(注15)を除く。 雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15)を除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。 営農環境整備(注15)を除く。
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	農山漁村地域整備交付金地域自主戦略交付金	(畑地帯担い手支援型) (畑地帯総合整備・緊急整備型) (畑地帯総合整備・一般型) 経営体育成基盤整備	75 70 (%) (%) (%) [%]	66. 6 66. 6 65 (65) (66. 6) [2/3] [70]	20. 9 20. 9 20. 9 20 (25) (20) (20. 9) [17] [17]	5 5 6 (8) (6) (5) [7] [7]	〈 >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は水利施設整備型、畑地帯担い手支援型に適担い手支援型に適担い手きを重担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。

					地 歩	区 分		
予  算	区 分				奄	<u></u> 美		備考
一 般 会	会計 (歳出)	1	事 業 等	国 原	車 率	県	市町村	
				ア	イ	ウ	工	
農山漁村地域整	農山漁村地域整備交	農	地 整 備		1			
備事業費	付金		(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備、地域水田農
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金		(畑地帯担い手 育成型)	*	66.6	20. 9	5	業再生緊急整備のうち営農用 水及び農業集落環境管理施設 整備、耕作放棄地解消・発生
			「畑地帯担い手 支援型)	*	66. 6	20. 9	5	整備、耕口放果地牌信・完全 防止基盤整備のうち農村生活 環境基盤整備(注15)を除く。
			(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	75	66. 6	20. 9	5	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	66. 6 65	20. 9 20	5 6	
		草垻	地畜産基盤整備	* *	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15) を除く。
		水利	利施設整備事業	70 ※ [※]	65 65 [50]	20 20 [25]	6 6 [10]	[ ]書は基幹水利施設保 全型に適用する。
		農	地 防 災		1 1 1 1 1			
			(防災ダム)	* * * *	70 2/3 55 50	21. 4 21. 4 34 34	8. 6 12 11 16	注7)に該当するものに適 用する。
		(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <%> 75 60  % 50   (%)  %	<70> 70 70 <2/3> <2/3> <2/3  2/3  2/3  2/3  50  2/3  (70)  50	<26> 21 17 <24. 4> <24. 4> 22. 4 19 19 29 22. 4 (21) 29	< 4> 6 9 < 9> < 9> 7 10 10 14 7 ( 6) 14	注8) に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
		地	質 保 全 対 策 盤 沈 下 坊 叛 (水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	*	2/3	21. 4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤を開及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		(農村災害対策整備)	* * *	70 55 50	29 29 29	1 14 14	農業生産基盤整備及び農村 保全管理施設に係るものに適 用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。	
		中	山間総合整備 (中山間地域総合整備)	75	70	22	6	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
			(農地環境整備)	*	70	22	6	
		集落	 落基盤整備	% 70 %	52 65 50	24 20 25	9 6 10	農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
					i i			

				地帯	区 厶		
予  算	区 分	事 業 等		奄	美		備考
一般名	会計 (歳出)		国属	重 率	県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及 び災害関連緊急地すべり対策 を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策					
		農 道 整 備	70 65	65 55	20 27. 5	11 13	注4)に該当する場合に適 用する。
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	70 ※ [※]	65 65 [50]	20 20 [25]	6 6 [10]	[ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農 地 整 備					
		(経営体育成型)	*	60	25	8	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	66.6	20. 9	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	*	66. 6	20. 9	5	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備型)	75	66. 6	20. 9	5	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	75 70	66. 6 65	20. 9 20	5 6	
		草地畜産基盤整備	* *	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備備及び利用 施設整備(注15) を除く。
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25. (28) [29]	8 (12) [ 7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	*	65	25	8	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整 備促進	* (*) [*]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [ 7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)

予 算 区 分     事 業 等     離 島     備 考       一 般 会 計 (歳 出)     国 庫 率     都県 市町村 ア イ ウ エ       農業生産基盤保全管理・整備事業費     か ん が い 排 水 事 業 費 補 助     か ん が い 排 水 55 50 (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (10) (27.5) (27.5) (10) (27.5) (27.5) (10) (27.5) (2	水水が除 一次で で成55)地 で成55)地
一般会計(歳出)     国庫率     都県市町村	水ダ除 マ成55)地機ムく ネ19号第改 ジ年農2良
農業生産基盤保全管理・整備事業費     かんがい排水事業費     なく27.5 と30 と27.5 と30 と37.5 と30	水ダ除 マ成55)地機ムく ネ19号第改 ジ年農2良
全管理・整備事業費     事業費     補助         (27.5) (27.	水ダ除 マ成55)地機ムく ネ19号第改 ジ年農2良
基 幹 水 利 施 設 ※ 50 25 10 基幹水利施設ストック メント事業実施要綱 (平 3月30日付け18農振第18 林水産事務次官佐命通知 の 2 の う ち 都 道 府 県 営 土	成19年 55号農 )第2 地改良
ストックマネジメント 3月30日付け18農振第18 林水産事務次官依命通知 の2のうち都道府県営土	成19年 55号農 )第2 地改良
適用する。	
経営体育成基盤整備 事業費補助	
圃 場 整 備     担 い 手 育 成 型 ※ 55 25 10       事 業 費 補 助	
一般型   ※ 55 25 10 50 50 25 10	
諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	
諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助 備 ※ 50 25 10	
生物多様性対応基盤 整備促進パイロット       ※ 55 22.5 9 農村生活環境基盤整備 を除く。	(注15)
農村環境保全整備推 ※ 55 22.5 9 進モデル	
新農業水利システム ※ 50 25 10 保全対策	
畑地かんがい推進モ 50 50 25 10 デルほ場設置	
畑地帯総合農地整備	
(担い手支援型) ※ 52 25.5 9	
(緊急整備型) 55 52 25.5 9	
(一般型) 55 52 25.5 9	
畑 地 帯 開 発 整 備	
(一体型) 70 55 30 6 (農林地一体型) 65 50 32.5 7	
(干 拓)	
農村整備事業費     農村総合整備       事業費補助     機村総合整備)       50     50       50     25       10     農業生産基盤整備に係のみに適用する。	るもの
(地域開発関連 ※ 50 25 10 整備)	

			地 帯 区 分				
予 算	区 分			離			備考
	□ ?	事 業 等	国	直 率	都県	市町村	VIII
			ア	1	ウ	五	
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
		田園整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備 (中山間地域総合整備) (農地環境整備)	<2/3> 65 <55> ※	<50> 60 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 7 <8>	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 〈 >書は従前の開拓地整備に適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		(中山間地域総 合農地防災)	*	60	31	9	
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農地防災(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60  % 50  %  % (%)	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 31 (30)	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 11 9 (10)	注8)に該当するものに適用する。 〈 >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( ) 書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
	農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策公害防除特別土地改良地盤沈下対策総合農地防災	2/3 65 55 50 (%) [%]	55 55 50 50 (50) [60] [50]	41 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	( ) 書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るもののみに適用する。
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<%> <%>	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事業	農地防災	65 60 ** **	60 60 60 55	36 34 34 34	4 8 6 11	注7)に該当するものに適用する。

				地帯	区 分		
予  算	予 算 区 分			離	島		備
一般	会計 (歳出)	事 業 等	玉匠	車 率	都県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
農地等保全事業	農村地域防災減災事	農地防災		 			
費	業	(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60  % % %	<55> 60 60 <55> <55> 60 60 <	<36> 30 28 <34> <34> 31 28	< 9> 10 12 <11> <11> <11> 12 <11> <112 <11 > <11 > <11 > <11    <11    <12    <11    <11    <12    <12    <12    <13    <14    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15   <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15   <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15    <15	注8)に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		水質保全対策地盤沈下対策総合農地防災					農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備及び農村保全管理 施設に係るもの)は、注4)に よる。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	55 50 ( <b>※</b> )	55 55 (55)	34 32 (35)	11 13 (5)	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策 整備)	* (*)	[60] 50 (60)	[29] 29 (31)	[11] 14 (9)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用。[ ]書は甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水利施設整備	55 < <b>※</b> > <b>※</b> [ <b>※</b> ]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	<ul><li>〈 &gt;書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。</li><li>[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。</li></ul>
		農地整備		1 1 1 1 1 1			
		(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草地畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
6次産業化等促 進基盤整備事業 費	6 次産業化等促進基 盤整備事業費補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水利施設整備	55 < <b>%</b> > <b>%</b> [ <b>%</b> ]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
				1 1 1			

	県営:その2				地帯	区 分		(単位:%)
予  算	区 分				廃焦	島		備考
一 般 会	会計 (歳出)	Ą	事 業 等	国	庫率	都県	市町村	
				ア	1	ウ	工	
6次産業化等促	6次産業化等促進基	農	地 整 備					
進基盤整備事業 費	盤整備事業費補助	費補助	(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
	特定地域振興生産基 盤整備事業費補助		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
農山漁村地域整 備事業費 地域自主戦略交 付金	付金	経営	営体育成基盤整備	<%> (55) (%) (%) (%) [%]	<55> (50) (55) (52) [55] [60]	<25> (27.5) (27.5) (25.5) (25.5) [25] [25]	<10> (9) (9) (9) (10] [10]	〈 〉書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
		農	地 整 備					
			(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備、地域水田農業
			(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25. 5	9	再生緊急整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備、 耕作放棄地解消・発生防止基盤
			(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
			(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9	
			(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草士	也畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備備及び利用施 設整備(注15) を除く。
		水	利 施 設 整 備	55 <%> % [%]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。
		農	地 防 災		1			
			(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用 する。
			(ため池等整備)	<pre>&lt;65&gt; 65 60 &lt;60&gt; &lt;%&gt; 60  % 50</pre>	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 52 50 52 60 (55) 50	(36) 30 28 (34) (34) 31 28 29 31 31 (30) 29	<pre>&lt; 9&gt; 10 12 &lt;14&gt; &lt;14&gt; 11 14 14 11 9 (10) 14</pre>	注8)に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。

				地 帯	区分		
予  算	区 分			離	島		備
一般多	会計 (歳出)	事 業 等	国 原	車 率	都県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
(農山漁村地域 整備事業費)	(農山漁村地域整備 交付金)	農地防災		1			
(地域自主戦略 交付金)	(地域自主戦略交付金)	(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		水質保全対策地 盤 大 防 災 総 合 農 地 防 災					農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備及び農村保全管理 施設に係るもの)は、注4) に よる。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3 65 55 50 ( <b>※</b> )	55 55 50 50 (50)	41 41 34 32 (35)	4 4 16 18 (10)	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策 整備)	* * (*)	60 50 (60)	29 29 (31)	11 14 (9)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	65	60	30	7	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	*	60	30	7	
		集落基盤整備	<b>※</b> 55	50 50	25 27. 5	10 9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18	
		農道整備	55 50 45	50 50 45	27. 5 25 27. 5	16 18 20	注4) に該当する場合に適用 する。
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水 利 施 設 整 備	55 < <b>%</b> > <b>%</b> [ <b>%</b> ]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農地整備		1 1 1 1 1 1			
		(経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25. 5	9	

				地 帯	区 分		
予 算	区 分			離	島		備考
一 般 会	計 (歳 出)	事 業 等	国 原	重 率	都県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	草地畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
	農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	% (%) [%]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	*	55	25	10	
農村地域復興再 生基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水 利 施 設 整 備	55 <*> * [*]	50 <50> 55 [50]	27. 5 <27. 5> 27. 5 [25]	9 <10> 9 [10]	〈 →書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農 地 整 備 (経営体育成型)	*	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い 手育成型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯担い 手支援型)	*	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合 整備・緊急整 備型)	55	52	25. 5	9	
		(畑地帯総合 整備・一般型)	55	52	25. 5	9	
		草地畜産基盤整備	* *	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15) を除く。
		農地防災					
		(防災ダム)	65 60 50 ※	55 52 50 55 52	36 34 32 34 34	9 14 18 11 14	注7)に該当するものに適用する。
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <%> 60  % 50	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> 31 28 29 31 31 (30)	<pre> &lt; 9&gt; 10 12 &lt;14&gt; &lt;14&gt; 11 14 14 11 9 (10)</pre>	注8) に該当するものに適用する。 〈 〉書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		地盤沈下対策農村環境保全(地盤沈下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 ( )書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。

				地 帯	区 分		
予  算	区 分	事業等		離	島		備    考
一般会	計 (歳 出)	争 業 寺	国 属	重 率	都県	市町村	
			ア	イ	ウ	工	
7F 4 1 1 - 7 1 1 2 4 7 1 1 1 7 4 4	村地域復興再生基総合整備事業	地 盤 沈 下 対 策 横 保 全 (農村災害対策整備)	* (*)	50 (60)	29 (31)	14 ( 9)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。
		設整備	< <b>%</b> >	<50>	<32>	<18>	
		中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	60	60	30	7	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
		集落基盤整備	*	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
	業体質強化基盤整 促進事業費	農業体質強化基盤整 備促進	* (*) [*]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)

- 注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、※印は 平成5年度以降の新規制度を示す。
- 注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。
- 注3) 都道府県及び市町村の負担割合(「ウ」欄及び「エ」欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」 欄の数値を適用する。

(例えば、「圃場整備」においてかんがい排水(排水対策特別)を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄50%、「イ」欄50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。)

- 注 5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。
- 注 6 ) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、地域自主戦略交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域防災減災事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)及び農業体質強化基盤整備促進事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注7) 農地防災事業実施要綱(昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知)第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの、地域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。))の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(4)まで、同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)の要領第3(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(4)までに掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第3(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(1)から(3)までに掲げるもの。

農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1の(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの。

注8) 農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のアから カまで、(2) のア、イ及びエからカまで、(3) のアからオまで並びに (4) から (6) まで、農業用河川工作物応急対策等 事業実施要綱(昭和54年4月3日付け54構改D第239号農林水産事務次官依命通知)第2の1及び2、土地改良施設耐震対策事業 実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2639号農林水産事務次官依命通知)第2の2、地域ため池総合整備事業実施要綱(平 成21年3月31日付け20農振第2286号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の (1) から(3) まで並びに同表の区分の欄の2に係る(1) 及び(2) に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交 付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のⅡの1の1の(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエから カまで、(3) のアからオまで、(4) から (6) まで並びに (7) のア及びイ、運用別紙3 (地域ため池総合整備事業) 第3 の2の運用別紙3別記1の1の(1) から (3) まで、(5)、(6) 並びに2に係る(1) から (3)、同運用の運用別紙4 (農 業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第2の2並びに同運用の に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の3から6、同要綱の要領別 紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、同要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の 第2の1から3及び同要綱の要領別紙9(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5、農村地域復興再生基 盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のⅡの1の(1)のアからカまで、(2)のア、 イ及びエから力まで、(3) のアから才まで、(4) から (6) まで並びに (7) のア及びイ、運用別紙 (4) (地域ため池総合整備事業) 第 (4) 第 (4) 2 の (4) から (5) 3 まで、(5) 3 がに (4) 2 の (4) 3 がら (4) 3 がら (4) 3 まで、(4) 3 まで、(4) 4 まで、(4) 5 まで並びに (4) 6 では、(4) 6 では、(4) 6 では、(4) 6 では、(4) 7 のでは、(4) 7 のでは、(4) 8 では、(4) 8 では、(4) 8 では、(4) 8 では、(4) 9 では、(4別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2並び に同運用に掲げるもの

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア、地域ため池総合整備事業実施要綱第2の2の別表1の区分の欄の1に係る(1)及び(3)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の $\Pi$ の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の3、5及び同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4ー1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の $\Pi$ の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの。

農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業。

水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1.事業内容の欄の1の(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(2)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4及び6、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1.事業内容の欄の1の(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの。

なお、河川工作物応急対策とは、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱第2の1及び2並びに土地改良施設耐震対策事業 実施要綱第2の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、農村地域防災減災事業実施 要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施 要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2並びに同運用の 運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知)第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知)第3の(1)の区画整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産 事務次官依命通知)第2の5の別表2の区分の欄の1の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要綱(平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)の①から③まで及び(2)の①から③まで並びに同要綱第2の1の別表2(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施されるものに限る。)に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱(平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合農地防災事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2074号農林水産 事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農業生産基盤整備とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙2 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙8-1 (中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙6 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2の事業種別の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10 (農村防災施設整備事業に係る運用) の第2要領別紙10別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)に掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙2 (農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)、(4)及び同表の区分の欄の2の事業種別の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注11) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「H23整備交付金要領」という。)の要領別紙(番号7総合農地防災事業に係る運用)の別表第1の事業の名称の欄の水質保全対策型に対応する別紙1の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、H23整備交付金要領の要領別紙(番号7総合農地防災事業に係る運用)の別表第1の事業の名称の欄の水質保全対策型に対応する別紙1の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

に対応する工種の欄の(4)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。 地域自主戦略交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業業に係る運用) の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3) から(5)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

- 注12) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「H22整備交付金要領」という。)の要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。
- 注13) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領の要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応するの工種の欄の(2)に対応する内容の欄のカの(ア)の②及び(カ)に掲げるものとする。
- 注14) 地域自主戦略交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

農村地域防災減災事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要 領第2の1に規定する地域とする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙2 (農村災害対策整備事業)の第4の2の(1)のウに規定する地域とする。

- 地域水ネットワーク再生事業実施要綱 (平成21年1月27日付け20農振第1616号農林水産事務次官依命通知) の第2の1の別表 の事業内容の欄の1の(1)のウ及びエ、同事業内容の欄の1の(2)及び(3)、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事 業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2161号農林水産事務次官依命通知)の第3の2の別表の区分の欄の2に対応する事 業種類の欄の(1)から(3)、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2180号農林水産事務次官依 命通知)の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次 官依命通知)の第2の2の別表の区分の欄の2、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振 第2199号農林水産事務次官依命通知)及び特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2242号農林 水産事務次官依命通知)の要領別紙1 (農地整備に係る運用) の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3 (草地畜産基 盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及 び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分の欄の利用施設整備事 業、H23整備交付金要領の要領別紙(番号1農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙6(草地畜 産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工 種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備 事業、同要領の要領別紙(番号13効果促進事業に係る運用)の3、戦略交付金要綱の別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3 の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5(農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用)の第3の1の別表1の 事業の種類の欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類の欄の9及び10、同要綱の別紙7(農地整備事業における耕作放 棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用) の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同 区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12(農地 防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水 環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(6)まで及び同区分の欄 の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業 に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の 2、要綱の別表33 (効果促進事業に係る運用) の3、6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱 (平成24年10月6日付け24農振第1 602号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1 (農地整備事業に係る運用)の第1の別表の区分の欄の3、農業競争力強化基 盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)要領別紙1(農地整備事業に係る運用) の第2の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙2(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の 基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対 応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復 興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1(農地整備事業に係る運用)第 3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1 (中山間総合整備事業に係る運用) の第2の1の別表の区分の欄の2、同要 綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の 欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、 区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表 1の区分の欄の3に掲げるものとする。 なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成23年度地方債同意等基準(平 成23年5月19日総務省告示第190号)及び平成23年度地方債同意等基準運用要綱(平成23年4月1日付け総財地第91号、総財公 第43号、総財務第88号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。
- 注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。